

日本赤十字社茨城県支部および管内施設合同インターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、日本赤十字社茨城県支部および管内施設（以下、当支部）が行うインターンシップ（実習生の受入れ）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップ実施の目的)

第2条 当支部は、就職活動を行う学生に対し、当支部の業務における就業体験の機会を提供することにより、学生が日本赤十字社の理念や当支部の事業内容を理解し、当支部への就職意識の向上を図ることを目的として実施する。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学（大学院を含む）に在籍する学生とする。

(実習受入れ手続き)

第4条 インターンシップを希望する学生は、当支部のホームページから申し込みを行うものとする。なお、受入れの可否については、当支部総務課より申込者本人に通知する。

(報酬等)

第5条 実習の受け入れを決定した学生に対しては、実習期間中の保険の加入料を除き、交通費・報酬等の支給はしないものとする。

(実習期間及び実習時間)

第6条 実習期間は、原則として夏休み（8月）もしくは春休み（2月）の当支部が指定した期間において、実習生ごとに定めることとする。ただし、当支部が必要と認めるときは、別に実習期間を定めることができる。

実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの平日、午前10時～午後5時までの間とする。ただし、当支部が必要と認めるときは、別に実習期間を定めることができる。

(服務)

- 第7条
- (1) 実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。
 - (2) 実習生は、当支部の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
 - (3) 実習生は、当支部の職員の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
 - (4) 実習生は、実習上知り得た情報を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。
 - (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に当支部の承認を得なければならない。

(6) 実習生は、病気等により予定されていた実習を受けることができない場合には、予め当支部総務課にその旨を申し出なければならない。

(誓約)

第8条 実習生は、この要綱の規定を遵守するため、当支部に対し、別に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習中における自己責任等)

第9条 実習生は、実習中の事故に備え、実習期間中、当支部の定める傷害保険および賠償責任保険に加入するものとする。これに係る保険料については、当支部が全額を負担するものとする。

(実習の証明)

第10条 当支部は、大学等が実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これに応じるものとする。

(協定の締結)

第11条 当支部および大学等は、インターンシップの実施に際し、この要項に定める事項等について事前に協定を締結するものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する